

# ハイチ共和国大統領選挙・議会選挙・地方選挙 (概要)

## 1 大統領選挙

### (1) 根拠法：

- **憲法** (La Constitution<sup>1</sup>)
- **選挙法**大統領令セクションA (2015年3月2日付公布)

### (2) 当選者 (憲法第134条)：直接普通選挙による。二回投票制

- ① (選第37条) 有効票の絶対多数の得票者
- ② (選第38条) 得票数1位の者が同2位の者に対して25%以上の得票差が生じた場合。
- ③ (選第39条) 双方に当てはまる候補者がなかった場合は、第1回投票の上位1位、2位の2名が決選投票に臨む。
- ④ (選第39条) 複数の候補者において最多得票同位となった場合には、同候補者全てが第2回投票にのぞむ。
- ⑤ 上位の得票者が辞退した場合には、それ以下の第1回投票における最多得票数の者が決選投票に進む。
- ⑥ (選第40条) 第2回投票における最多得票者が当選者となる。
- ⑦ (選第41条) 第2回投票結果において同率1位の場合には、同第一回投票得票数が多い者が当選者となる。

### (3) 投票日 (改正憲法第134条第2項パラ1)： 大統領任期5年目の10月の最終日曜日を大統領選挙日とする

### (4) 任期 (改正憲法第134条2項パラ2, 選37条)： **5年**, 選挙実施後の2月7日に就任<sup>2</sup>し, (5年後の) 2月7日までが任期。

(憲法第134条第3項) 任期の延長は認められていない。また、直後の再任不可 (5年間の空白を置いて再任は可能であるが、合計3期は不可)

### (5) 被選挙権 (改正憲法第135条; 選36条)：

- ハイチ出身であり、過去に一度も国籍を放棄したことがないこと。また、候補者として登録の際に他の国籍を有していないこと (選36)。
- 選挙当日の時点で**満35歳**であること。
- 市民権・参政権を有し、普通法上の犯罪により刑が科せられたことがないこと。
- 少なくともハイチにおいて一件以上の不動産所有者であり、本拠を国内に持つこと。
- 選挙日以前にハイチ国内に**5年以上**継続して居住していること。
- 公金取扱いの会計職にあった場合、同責任解除を受けていること。
- 国民身分証 (C I N) を有すること。(選36条)
- 改正憲法第52条1項の市民的義務を果たしていること。(選36条)

<sup>1</sup> 1987年憲法 (La Constitution de 1987) は、2011年5月9日に議会にて修正され、同5月13日付官報にて公布されたが、同内容に不備があるとして同6月19日付官報にて再公布されている。

<sup>2</sup> 2月7日前に選挙が実施されなかった場合には、選挙結果確定後直ちに就任し、選挙年の2月7日に就任したものと見なすこととしている (憲法134. 2)

(6) 選挙権 (憲法第17条, 選27条): 全ての選挙に係る選挙権は18歳。

(7) <選挙後> 首相の選出 (改正憲法第137条): 大統領は, 上下院それぞれにおいて過半数の議席を有する政党から首相を選出する。過半数を有する政党が不在の場合には, 上院議長及び下院議長と相談の上で選出する。いずれの場合にも議会による承認を要する。

(8) <選挙後> 内閣ほかの任命 (改正憲法第141条): 大統領は, 上院の承認の後, 大統領令により内閣, 陸軍司令官, 警察長官, 大使及び総領事を任命する。

(9) (参考) 大統領の不在 (改正憲法第149条): 大統領の不在 (辞任, 解任, 死亡及び恒常的な身体的・精神的な理由による執務不能の判明時) においては, 首相の下で同内閣が次期大統領の選出までの間行政権を執行する。

残りの在任期間を埋めるための新大統領の選出のための選挙については, 憲法と選挙法に則り, 不在から最低60日から最高120日までの間に実施される。

大統領任期4年目以降の大統領不在に当たっては, 残りの在任期間を埋めるため, 議会が招集され, 不在から60日以内に暫定大統領を選出する。

(参考: 2011年の修正前の条項では, 大統領の不在時は破棄院長が代行を務めるとされていた。)

## 2 議会選挙 (上院: le Sénat de la République)

(1) 根拠法: 憲法第二章立法権セクションB,

選挙法大統領令セクションB (2015年3月2日付公布)

(2) 任期 (改正憲法95条: 選第45. 2条): 6年。2年毎に1/3改選 (選46)。再選可。

(3) 定数 (選第45条): 30名。直接普通選挙により全国10県, 各3名選出。

(4) 選挙方式: 小選挙区制, 二回投票制

(5) 選挙区数および主要選挙区: 10選挙区

(6) 被選挙権:

- ハイチ出身であり, 過去に一度も国籍を放棄したことがないこと。
- 選挙当日の時点で満30歳であること。
- 市民権・参政権を有し, 普通法上の犯罪により刑が科せられたことがないこと。
- 少なくともハイチにおいて一件以上の不動産所有者であり, 本拠を国内に持つこと。
- 選挙日以前に県 (Departement) に3年以上継続して居住していること。
- 公金取扱いの会計職にあった場合, 同責任解除を受けていること。
- 国民身分証 (C I N) を有すること。(選44条)
- 改正憲法第52条1項の市民的義務を果たしていること。(選44条)

(7) 当選者の決定: 直接普通選挙による有効票の絶対多数 (majorité absolue: 50%+1) の得票者か, 絶対多数に満たなくとも得票数1位の者が同2位に対して25%以上の差が生じた場合。

双方に当てはまる候補者がなかった場合は, 第1回投票の上位1位, 2位が決選投票に臨む (選47)。得票数最多同位の者が複数存在する場合には, それらの候補者は全て決選投票に進む (選47. 1)。2名の決選投票では有効票の

得票多数者が、複数の場合は相対多数得票者が当選（選48）。第2回投票で同数の場合は、第1回投票で得票数の多かった候補者が当選（選49）。

- (8) 就任（憲法：改正95条）：選挙後1月の第二月曜日に就任する。（選挙が1月の第2月曜日までに実施されなかった場合には、開票結果の決定直後に就任することとするが、在任期間の起算は、同1月第2月曜日とする。）

### 3 議会選挙（下院：La Chambre des Députés）

- (1) 根拠法：憲法第2章立法権セクションA

選挙法大統領令セクションC（2015年3月2日付公布）

- (2) 任期（選第54条）：4年

- (3) 定数：119名。直接普通選挙により全国119選挙区から各1名選出。

- (4) 選挙方式：小選挙区制，二回投票制

- (5) 選挙区数および主要選挙区：119選挙区<sup>3</sup>

- (6) 被選挙権：

- ハイチ出身であり、過去に一度も国籍を放棄したことがないこと。
- 選挙当日の時点で満25歳であること。
- 市民権・参政権を有し、普通法上の犯罪により刑が科せられたことがないこと。
- 少なくともハイチにおいて一件以上の不動産所有者であり、本拠を国内に持つこと。
- 選挙日以前に立候補する当該選挙区（circonscription électorale à représenter）に2年以上継続して居住していること。
- 公金取扱いの会計職にあった場合、同責任解除を受けていること。
- 国民身分証（CIN）を有すること。（選51条）
- 改正憲法第52条1項の市民的義務を果たしていること。（選51条）

- (7) 当選者の決定：上院議員と同様

### 4 地方選挙（市長，地区評議会，地区議会，都市代表。10月は市長選挙のみ。その他は12月に実施。）

- (1) 根拠法：2015年3月2日付公布選挙法大統領令セクションD, E, F, G

- (2) 任期（選第59条）：4年

- (3) 選挙方式：小選挙区制

- (4) 選挙区数および主要選挙区：市長選挙（140選挙区），地区評議会（570），地区議会（570），都市代表（140）

- (5) 被選挙権：

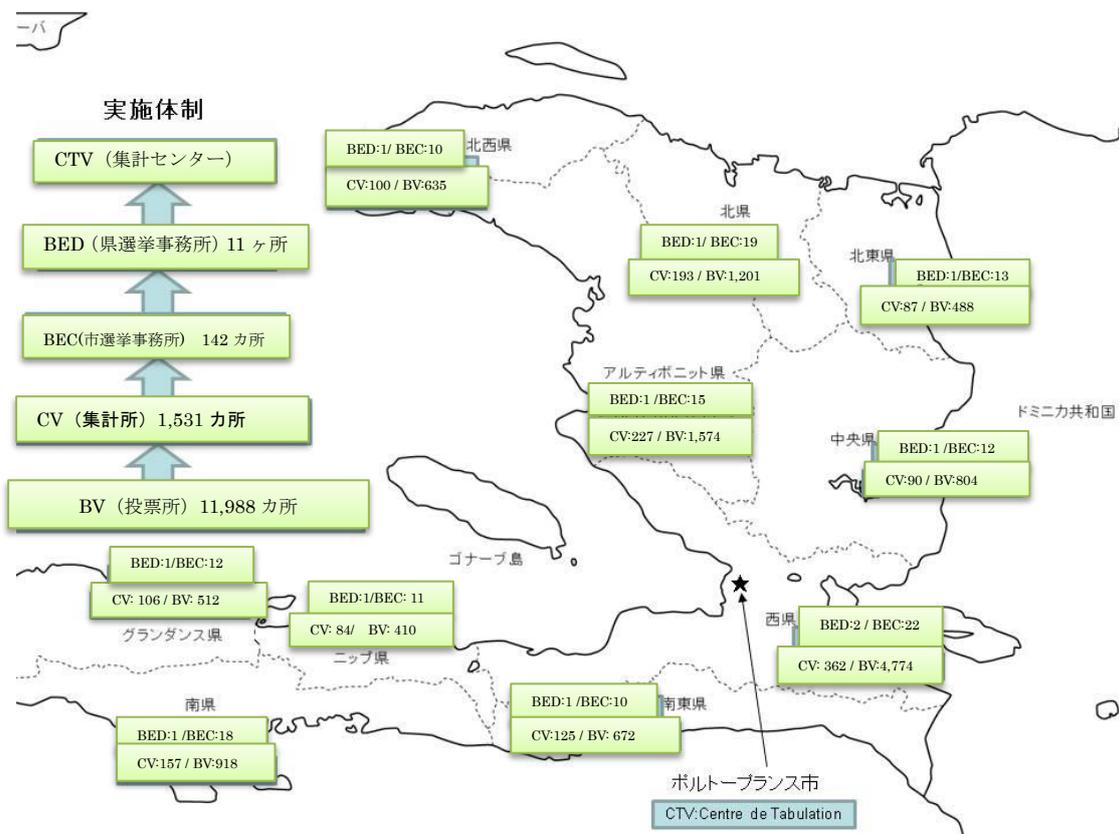
- ハイチ出身であること。
- 選挙当日の時点で満25歳であること。
- 市民権・参政権を有し、普通法上の犯罪により刑が科せられたことがないこと。
- 少なくともハイチにおいて一件以上の不動産所有者であり、本拠を国内に持つこと。
- 選挙日以前に立候補する当該地区（la Commune）に3年以上継続して居住していること。
- 公金取扱いの会計職にあった場合、同責任解除を受けていること。
- 国民身分証（CIN）を有すること。（選57条）

<sup>3</sup> 選挙に係る大統領令で発表された選挙区数では当初、118となっていたが、中央県で1か所選挙区の分割があり、当初、「Cerca la Source」市と「Thomassique」市をひとつの選挙区「Cerca la Source」として東ねていたものを、選挙区「Cerca la Source」と選挙区「Thomassique」に分割し、これにより、118だった選挙区が119になった経緯がある。（当初、中央県に11あった選挙区が12になった。）

●改正憲法第52条1項の市民的義務を果たしていること。(選57条)

- (6) 当選者の決定：直接普通選挙。有効票の相対多数得票者が当選。市長選挙は、市長1名と補佐2名の合計3名で**1候補（カルテル：Le cartel）**とし、少なくとも1名は女性でなければならない。地区評議会は、評議会議長1名と補佐2名の合計3名で1候補（カルテル）とする。地区議会は、地区あたりの人口比でカルテルの人数が決まる（人口が1万人以下の場合5名のカルテル、そのうち最低2名は女性、人口が1万1人から2万人以下の場合は7名のカルテルで、そのうち最低3名は女性、2万1人以上の場合は9名のカルテルで、そのうち最低3名は女性）。都市代表については、選挙管理委員会がカルテルの構成数について公表する予定。

## 【参考 1】実施体制



CTV: Centre de Tabulation (集計センター)

BED: Bureau Electoral Departemental (県選挙事務所)

BEC: Bureau Electoral Communal (市選挙事務所)

CV: Centre de Vote (集計所)

BV: Bueau de Vote (投票所)

## 【参考 2】投票方法案内



### Jou Eleksyon an sitwayen yo pral vote:



Kat KIN ou nan men w!



Non w sou lis emajman an



Nan izolwa a, elektè a ap vote



Li depoze chak bilten nan bwat in ki fèt pou sa a

## 【参考 3】投票用紙・記入例



### Eleksyon 2015 Map vote! Nap vote! An n patisipe!

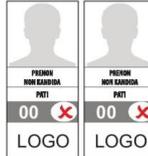
Jan bilten an fèt epi jan pou make li

REPUBLIK GUYANA 2015	SENATÈ	7/10	LWES
001	001	001	001
002	002	002	002
003	003	003	003
004	004	004	004
005	005	005	005
006	006	006	006
007	007	007	007
008	008	008	008
009	009	009	009
010	010	010	010
011	011	011	011
012	012	012	012
013	013	013	013
014	014	014	014
015	015	015	015
016	016	016	016
017	017	017	017
018	018	018	018
019	019	019	019
020	020	020	020
021	021	021	021
022	022	022	022
023	023	023	023
024	024	024	024
025	025	025	025
026	026	026	026
027	027	027	027
028	028	028	028
029	029	029	029
030	030	030	030
031	031	031	031
032	032	032	032
033	033	033	033
034	034	034	034
035	035	035	035
036	036	036	036
037	037	037	037
038	038	038	038
039	039	039	039
040	040	040	040
041	041	041	041
042	042	042	042
043	043	043	043
044	044	044	044
045	045	045	045
046	046	046	046
047	047	047	047
048	048	048	048
049	049	049	049
050	050	050	050

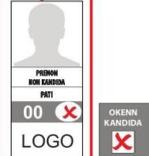
REPUBLIK GUYANA 2015	SENATÈ	7/10	LWES
001	001	001	001
002	002	002	002
003	003	003	003
004	004	004	004
005	005	005	005
006	006	006	006
007	007	007	007
008	008	008	008
009	009	009	009
010	010	010	010
011	011	011	011
012	012	012	012
013	013	013	013
014	014	014	014
015	015	015	015
016	016	016	016
017	017	017	017
018	018	018	018
019	019	019	019
020	020	020	020
021	021	021	021
022	022	022	022
023	023	023	023
024	024	024	024
025	025	025	025
026	026	026	026
027	027	027	027
028	028	028	028
029	029	029	029
030	030	030	030
031	031	031	031
032	032	032	032
033	033	033	033
034	034	034	034
035	035	035	035
036	036	036	036
037	037	037	037
038	038	038	038
039	039	039	039
040	040	040	040
041	041	041	041
042	042	042	042
043	043	043	043
044	044	044	044
045	045	045	045
046	046	046	046
047	047	047	047
048	048	048	048
049	049	049	049
050	050	050	050

REPUBLIK GUYANA 2015	DEPITE	7/10	LWES
001	001	001	001
002	002	002	002
003	003	003	003
004	004	004	004
005	005	005	005
006	006	006	006
007	007	007	007
008	008	008	008
009	009	009	009
010	010	010	010
011	011	011	011
012	012	012	012
013	013	013	013
014	014	014	014
015	015	015	015
016	016	016	016
017	017	017	017
018	018	018	018
019	019	019	019
020	020	020	020
021	021	021	021
022	022	022	022
023	023	023	023
024	024	024	024
025	025	025	025
026	026	026	026
027	027	027	027
028	028	028	028
029	029	029	029
030	030	030	030
031	031	031	031
032	032	032	032
033	033	033	033
034	034	034	034
035	035	035	035
036	036	036	036
037	037	037	037
038	038	038	038
039	039	039	039
040	040	040	040
041	041	041	041
042	042	042	042
043	043	043	043
044	044	044	044
045	045	045	045
046	046	046	046
047	047	047	047
048	048	048	048
049	049	049	049
050	050	050	050

#### Senatè



#### Depite



Pou vote, fè kwa a nan ti romn kandida a onnon nan ti kare a iè ou pa vie vote pou pèsonn.

Pou Senatè, wap chwazi 2 kandida  
Pou Depite, wap chwazi yon kandida.